

# 1 障害児支援等の提供体制の整備等

障がい児支援の提供体制を整備するため、令和5年度を目標年度として、次の目標を設定します。

- (1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置に向けた検討及び保育所等訪問支援の充実
- (2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- (3) 医療的ケア児支援のための関係機関における協議及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

1	重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置に向けた検討及び保育所等訪問支援の充実
---	--

令和5年度末までに、児童発達支援センターの設置に向けた検討を、場所・手法を含め検討を行い、整備を進めます。

また、障がい児の地域社会への参加・包容を推進するため、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築します。

項目	令和元年度	令和5年度
【目標値】児童発達支援センターの設置	—	1※
【目標値】保育所等訪問支援を利用できる体制の整備	10人	20人

※令和5年度中工事完了、令和6年度開所予定

2

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保します。

項目	令和元年度	令和5年度
【目標値】主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	1	3
【目標値】主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1	3

3

医療的ケア児支援のための関係機関における協議及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

引き続き、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場で検討を行うとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。

項目	令和元年度	令和5年度
【目標値】医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1	1
【目標値】医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	—	1

## 2 障害児通所支援、障害児入所支援及び 障害児相談支援の見込量と確保の方策

### 1 障害児通所支援

#### (1) サービスの概要

項目	概要
児童発達支援	障害児通所支援事業所で、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由児に対し、医療型児童発達支援センター等で、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校教育法に規定する学校に就学している児童に対し、授業終了後又は休業日に障害児通所支援事業所で生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問支援	障がい児が通う保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における指導、集団生活への適応訓練等を行います。

## (2) サービスの見込量

(1月当たり)

		実績量	見込量			
項目	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人分	137	137	145	150	150
	人日分	614	614	638	660	660
医療型児童発達支援	人分	0	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人分	227	230	235	240	245
	人日分	2,859	2,898	2,961	3,024	3,087
保育所等訪問支援	人分	10	10	12	15	20
	人日分	15	15	20	30	40
居宅訪問型児童発達支援	人分	0	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0	0

## (3) 見込量の確保のための方策

- 療育の充実や民間事業所等を含めた関係施設・機関との連携による障がい児の総合的な発達を支援します。
- 発達に支援を必要とする児童（発達支援センターへの通所は問わず）が通う施設や保育所等を巡回し、施設や保護者の支援や調整を行います。
- 療育を要する児童の保護者へ早期から情報提供を行います。
- 子どもに関わる部署が連携して相談窓口の充実を図ります。
- 重層的な地域支援体制の中核となる児童発達支援センターを設置し、障がい児支援の体制整備を推進します。

2 障害児相談支援

(1) サービスの概要

項目	概要
障害児相談支援	障害児通所支援を適切に利用できるよう障害児支援利用計画の作成や見直しを行うとともに、指定事業所との連絡調整を行います。

(2) サービスの見込量 (1月当たり)

		実績量	見込量			
項目	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	人分	115	120	130	140	150

(3) 見込量の確保のための方策

- 相談支援事業所と関係機関の連携を補助し、支援体制の強化を図ります。
- 民間事業者に適切な情報提供を行い、相談支援事業所の開設を促します。

3 障がい児の子ども・子育て支援

(1) サービスの概要

項目	概要
保育所	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設です。
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援を行う施設です。
放課後児童健全育成事業	保護者が昼間家庭にいない児童（小学生）が、放課後に小学校の余裕教室などで過ごすことができる仕組みです。

## (2) サービスの見込量

(1月当たり)

		実績量	見込量			
項目	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	人	75	75	75	75	75
認定こども園	人		-	-	-	-
放課後児童健全育成事業	人	40	40	40	40	40

## (3) 見込量の確保のための方策

- 障がい児の人数や障がいの程度に応じて、保育士を配置します。
- 保育園における保育士への特別支援教育に関わる研修を充実します。
- 保育園、放課後児童クラブの職員の資質の向上に努めます。